

名護防衛事務所において実施する工事等に係る事務処理手続に関する達を次のように定める。

平成26年8月25日

沖縄防衛局長 井上 一徳

名護防衛事務所において実施する工事等に係る事務処理手続に関する達

改正 平成27年10月1日沖縄防衛局達第6号
令和5年3月31日沖縄防衛局達第2号

目次

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 提供施設に係る整備の事務処理手続（第4条―第7条）

第3章 自衛隊施設に係る工事等の事務処理手続（第8条―第11条）

第4章 提供財産保全等工事の事務処理手続（第12条―第14条）

第5章 雑則（第15条―第19条）

附則

第1章 総則

（通則）

第1条 この達は、沖縄防衛局の内部組織に関する達（令和5年沖縄防衛局達第2号）第6条第3項において沖縄防衛局長（以下「局長」という。）が指定する名護防衛事務所において実施する工事等（防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第66号。以下「取得等訓令」という。）第4条第3号に規定する工事、提供施設に係る整備の事務処理手続に関する訓令（平成20年防衛省訓令第35号。以下「提供施設整備訓令」という。）第3条第2項に規定する整備工事及び提供施設の管理、緩衝地帯の整備等に係る工事の事務処理手続に関する訓令（平成19年防衛省訓令第132号。以下「管理工事訓令」という。）第3条第1号に規定する提供財産保全等工事）に係る事務処理手続に関し、必要な事項を定めるものである。

（適用）

第2条 名護防衛事務所において実施する工事等については、取得等訓令、提供施設整備訓令、管理工事訓令及び建設工事の実施に関する法令に定めるもののほか、この達の定めるところによる。

（用語の定義）

第3条 この達において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 「基本計画書」とは取得等訓令第6条に規定する基本計画書及び提供施設整備訓令第5条に規定する整備工事基本計画書をいう。

（2） 「実施計画書」とは、取得等訓令第8条に規定する実施計画書及び提供施設整

備訓令第6条に規定する整備工事实施計画書をいう。

(3) 「工事計画書」とは、管理工事訓令第6条に規定する提供財産保全等工事計画書をいう。

(4) 「支出負担行為担当官」とは、沖縄防衛局（以下「本局」という。）の所掌に属する防衛省所管一般会計の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務を、会計機関等への事務の委任等について（防経会第54号。19. 1. 4）第3項の規定に基づき委任された沖縄防衛局長をいう。

(5) 「分任支出負担行為担当官」とは、名護防衛事務所の所掌に属する防衛省所管一般会計の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務を、会計機関等への事務の委任等について（防経会第54号。19. 1. 4）第3項の規定に基づき委任された名護防衛事務所長をいう。

第2章 提供施設に係る整備の事務処理手続

（実施計画書の作成等）

第4条 局長は、整備計画局長から実施計画書作成に必要な資料が送付された場合には、その写しを名護防衛事務所長に送付するものとする。

2 局長は、実施計画書作成にあたり、名護防衛事務所長と緊密に連絡し、必要な調整を行った上、実施計画書を作成するものとする。

（工事等の実施）

第5条 局長は、提供施設整備訓令第7条第2項による実施計画書に基づく指示を受けた場合には、その写しを名護防衛事務所長に送付し、名護防衛事務所の所掌に係る計画の実施を指示するとともに当該計画額を通知し、その写しを支出負担行為担当官に送付するものとする。

（実施計画書の変更等）

第6条 名護防衛事務所長は、実施計画書によって工事等を実施できない事情が生じ、次に掲げる事項について実施計画書の内容を変更する必要があるときは、局長に実施計画書の変更を求めるものとする。

(1) 整備工事の項目の追加又は削除

(2) 費用の額の増（金額の10パーセント以上又は3,000万円以上の増）

(3) 整備工事の内容の著しい変更（金額の10パーセント以上又は3,000万円以上の増）

2 局長は、前項の規定により、名護防衛事務所長から実施計画書の変更を求められたときは、名護防衛事務所長と緊密に連絡し、整備計画局長と必要な調整を行う。

（工事契約締結等の報告）

第7条 名護防衛事務所長は、工事等の契約締結後、提供施設整備訓令別紙様式第5による整備工事契約締結・工事完成状況報告書を作成し、月毎に局長に提出するものとする。

2 局長は、前項の規定により提出を受けた報告書を取りまとめ、月毎に整備計画局長に提出するものとする。

第3章 自衛隊施設に係る工事等の事務処理手続

（実施計画書の作成等）

第8条 第4条に定める手続きに準ずる。

(工事等の実施)

第9条 第5条に定める手続きに準ずる。

(実施計画書の変更等)

第10条 第6条に定める手続きに準ずる。

(工事契約締結等の報告)

第11条 第7条に定める手続きに準ずる。

第4章 提供財産保全等工事の事務処理手続

(工事等の実施)

第12条 局長は、整備計画局長から送付された工事計画書の写しを名護防衛事務所長に送付し、名護防衛事務所の所掌に係る計画の実施を指示するとともに、当該計画額を通知し、その写しを支出負担行為担当官に送付するものとする。

(工事計画書の変更)

第13条 名護防衛事務所長は、工事計画書を変更する必要があるときは、局長に工事計画書の変更を求めるものとする。

2 局長は、前項の規定により、名護防衛事務所長から工事計画書の変更を求められたときは、名護防衛事務所長と緊密に連絡し、地方協力局長と必要な調整を行う。

(工事契約締結等の報告)

第14条 名護防衛事務所長は、工事等の契約締結後、管理工事訓令別記第4号様式による工事契約締結報告書を作成し、速やかに局長に提出するものとする。

2 名護防衛事務所長は、工事等が完了したときは、管理工事訓令別記第4号様式による工事完成状況報告書を作成し、速やかに局長に提出するものとする。

3 局長は、前2項の規定により提出を受けた報告書を取りまとめ、速やかに地方協力局長に提出するものとする。

第5章 雑則

(予算科目確認表の作成)

第15条 名護防衛事務所担当職員は、建設工事等の予算執行に係る審査体制の強化について（防衛省令第17754号。27.10.1）に準じ、予算科目確認表を作成し、名護防衛事務所総務課長の審査を受けるものとする。

2 名護防衛事務所担当職員は、予算科目確認表の作成に関し、必要な調整を行う。

(工事中の事故報告等)

第16条 名護防衛事務所長は、管轄区域内における工事等の施工中において当該工事等の遂行に支障を来すおそれのある事故が発生した場合には、直ちに局長へ報告するものとする。

2 局長は、前項の規定により名護防衛事務所長から報告を受けた場合には、遅滞なく必要な報告等を行う。

(示達額の繰越等)

第17条 分任支出負担行為担当官は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）

第39条第5項に基づき支出負担行為担当官から示達された金額について、次の各号に該当するときは、支出負担行為担当官に必要な資料を送付するものとする。

(1) 財政法第14条の3に基づき歳出予算を翌年度に繰り越して使用する必要がある

るとき

(2) 財政法第42条ただし書きに基づき歳出予算を翌年度に繰り越して使用する必要があるとき

(3) 財政法第43条の3に基づき繰越明許費の金額について翌年度にわたって支出すべき債務を負担する必要があるとき

2 支出負担行為担当官は、前項の規定により必要な資料の送付を受けたときは、前項第1号及び第2号に掲げる場合にあっては繰越計算書を、第3号に掲げる場合にあっては翌年度にわたる債務負担の承認要求書を作成し沖縄総合事務局長あて承認の申請をするものとする。

3 支出負担行為担当官は、前項の規定について沖縄総合事務局長の承認を得たときは、分任支出負担行為担当官にその写しを送付するものとする。

(業務分担)

第18条 前条までに掲げるもののほか、本局及び名護防衛事務所の業務分担は別表のとおりとする。

(委任規定)

第19条 この達に定めるもののほか、名護防衛事務所において実施する工事等の事務処理手続に関し必要な事項は、総務部長、調達部長及び名護防衛事務所長がその所掌に属する事務について、相互に協議して、それぞれ定めるものとする。

2 総務部長、調達部長及び名護防衛事務所長は、前項の規定により必要な事項を定めたときは、この旨を局長に報告するものとする。

附 則

この達は、平成26年8月25日から施行する。

附 則 (平成27年10月1日沖縄防衛局達第6号)

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日沖縄防衛局達第2号)

この達は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第 17 条関係）

本局及び名護防衛事務所の業務分担

区 分		本 局	事務所	備 考
工事計画	全体事業計画に係る本省及び現地米軍との調整	○		
	基本計画書の送付受け（整備計画局長→局長）	○		
	実施計画書の作成	○	一部	※事務所は、所掌範囲の工事に係る実施計画書の作成に当たっては、局と緊密に連絡をとるものとし、必要に応じて部隊、駐留軍、利害関係人及び関係機関との調整を実施。
	工事執行計画の作成	○		
	工事進捗管理及び予算調整	○		
工事実施に係る対外調整	建築基準法等各種法令/条例に基づく申請	○	一部	※事務所は、局と緊密に連絡をとるものとし、必要に応じて所掌範囲の工事に係る申請を実施
	工事実施に係る県及び関係市町村との調整（上記申請関係を除く）	○		
	工事実施に係る部隊との連絡調整及び対米調整	○	一部	※事務所は、局と緊密に連絡をとるものとし、必要に応じて部隊及び米側との調整を実施
	工事安全確保に係る関係機関との調整	○	一部	※事務所は、局と緊密に連絡をとるものとし、必要に応じて関係機関出先部署との現場レベルの調整を実施
	工事実施に係るマスコミ取材及び陳情・要請対応	○		
調査業務の実施（環境調査含）	調査業務仕様書の作成及び積算（発注業務）	○		
	調査業務に係る監督業務	○		
	調査業務の変更契約に係る業務変更仕様書の作成及び積算	○		
	調査業務に係る検査業務	○		

む)				
設 計 業 務 の 実 施	設計業務仕様書の作成及び積算（発注業務）	○		
	設計業務に係る監督業務	○		
	設計業務の変更契約に係る業務変更仕様書の作成及び積算	○		
	設計業務に係る検査業務	○		
工 事 の 実 施 （ 監 理 業 務 を 含 む 。）	工事設計図書の作成及び積算（発注業務）	○	○	※事務所は、所掌範囲の工事について実施
	工事監督業務	○	○	※事務所は、所掌範囲の工事について実施
	工事の変更に伴う設計図書の変更及び積算	○	○	※事務所は、所掌範囲の工事について実施
	工事検査業務	○	○	※事務所は、所掌範囲の工事について実施
そ の 他	競争参加資格等審査委員会／技術部会	○	○	※事務所は、所掌範囲の工事に係る審査を実施（委員長は事務所長、部会長は建設課長）
	入札監視委員会及び公正入札調査委員会	○		
	文化財調査に係る関係機関との調整（業務発注関連は調査・設計の実施に含む）	○	一部	
	国有財産登録／提供手続き	○		